

NAMICS

グリーン調達基準書

第16版

No. 9740P014QA-5
発効日: 2021/7/30

2005年 9月28日 制定
2021年 7月30日 改訂

承認	審査	作成
花田	羽二生	大橋



ナミックス株式会社
品質保証本部

はじめに

ナミックスは企業理念において「創造と革新により、全ての人の幸福と自然の繁栄を実現する」を掲げ、様々な活動を展開しております。その活動の一つである、持続可能な社会の発展のために、製品の環境側面を考慮して設計する製品、いわゆる「環境配慮型製品」の創出は、国内外の環境関連法規制を順守し、継続的に実現して行くことが大切と考えており、これはお客様のニーズでもあり、社会からの要求でもあります。

そのためには、ナミックスが購入させていただきます原材料・副資材等が、環境負荷の低減に即していることが必須であり、お取引先の皆様のご理解とご協力が欠かせません。いままで共に鋭意展開して参りました活動を、グリーン調達基準として2005年に制定し、今回で第16版になりますが、これからも引き続き、ご支援・ご協力の程、よろしく御願い申し上げます。

目次

1. ナミックス環境方針
2. グリーン調達基準書の位置付け
 2. 1 目的
 2. 2 基本的な考え方
 2. 3 適用範囲
 2. 4 秘密保持
 2. 5 改訂
3. 用語の定義
 3. 1 原材料、副資材、その他材料
 3. 2 環境負荷化学物質等
 3. 3 規制物質、削減物質、管理物質
 3. 4 閾値、含有等
4. 環境負荷化学物質の管理基準
5. 環境負荷化学物質に関する要求事項
 5. 1 適合の保証について
 5. 2 環境負荷化学物質の含有状況と全廃に向けた是正計画について
 5. 3 データ測定、環境監査について
 5. 4 変更に関する事前承認について
 5. 5 お取引先様における管理について
6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項
 6. 1 お取引先様の環境保全活動について
 6. 2 お取引先様の製品管理について
7. 調査
 7. 1 目的
 7. 2 適用範囲
 7. 3 方法
 7. 4 ご提出いただく資料
 7. 5 提出時期
8. 調査結果に対する処置
9. 添付資料
 9. 1 添付一覧
 9. 2 最新版の配布
10. 問合せ先

当社は多くの水辺空間を有し、ゆたかな川の流れが日本海に注ぐ“水の都”新潟市の東部に位置し、周囲を田畑の実に囲まれています。

創業以来この豊かな自然を守り、SEEDS（S：半導体、E：環境、E：エネルギー、D：デバイス、S：システム）をキーワードにエレクトロニクス製品に関わる絶縁・導電材料の研究開発を積極的に行い、製品の提供を通して人々の生活文化の向上に寄与してまいりました。

今後も次に掲げる環境方針を行動のよりどころとし、社会や自然といった全ての関係において共存共栄を実現し、共に繁栄することを目指しています。

-
1. 環境保全活動を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善を通して一層の社会的責務を果たす。
 2. 環境方針はすべての社員に周知し、一人ひとりが地球環境問題を自覚し、社会に貢献するよう努める。
 3. 環境保全に関する法令を順守し、当社が同意する業界や関連団体の指針を含む国際的な協調に努め、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系を保護し、汚染の予防と安全操業・保安防災の向上を図る。
 4. 事業活動に係わる環境側面について、次の環境保全活動を主軸として推進する。
 - 4-1. 省エネルギーの推進
 - 4-2. 3Rの推進（発生抑制：Reduce, 再使用：Reuse, 再資源化：Recycle）
 5. 製品の環境負荷低減のために、次の活動を推進する。
 - 5-1. 製品の持つ環境影響を最小限にするよう配慮した研究開発・設計に取り組む。
 - 5-2. 製品に含有する環境負荷化学物質の削減・代替を推進する。
 - 5-3. 製品包装材料の最小限化に取り組む。
 - 5-4. 環境に配慮した資材調達活動を積極的に展開する。
 6. 環境影響評価の結果を考慮し環境方針と整合した環境目標を中期計画として策定するとともに、単年度ごとに環境目標を策定し具体的な実施計画を設定し実行する。

1999年10月25日制定

2017年 7月31日改訂

ナミックス株式会社

代表取締役社長 小田嶋 壽信

2. グリーン調達基準書の位置付け

2. 1 目的

環境負荷の少ない製品をお客様にお届けするために、原材料を調達する際のお取引先様との関係において必要な事項を定め、資源保護、環境保全に配慮した資材調達を実現するために制定したものです。

2. 2 基本的な考え方

ナミックスは、次の活動を通して環境保全活動を共有できるお取引先様と、パートナーシップを推進して参ります。

- (1) 環境保全を推進しているお取引先様からの調達を推進します。
- (2) 環境負荷の少ない原材料・副資材の調達を推進します。

2. 3 適用範囲

本基準書は、ナミックスが生産する製品の原材料、副資材、**その他材料等**と、これらの調達先に適用します。

2. 4 秘密保持

お取引先様より提出される資料、データ等につきましては、当該お取引先様の承認を得ないまま、第三者に開示することはありません。お取引先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令、その他の規範を順守いたします。

2. 5 改訂

本基準書は、国内外の各種法規制、社会的な要求、および技術進歩による変化等に応じて、改訂することがあります。

3. 用語の定義

3. 1 原材料、副資材、その他材料

お取引先様の製品をナミックスが調達して、以下の用途で使用されるもの。

(1) 原材料

ナミックス製品を直接構成する原材料として、ナミックスが使用するもの。
(例. 樹脂、金属粉、ガラスフリット、顔料、溶剤、添加剤など)

(2) 副資材

お客様へ納入するナミックス製品から、上記(1)原材料を除いたもの。
(例. 包装材料として使用するもので、容器、袋、ダンボール、緩衝材、テープ、ラベルなど)

(3) その他材料

ナミックスが購入する原材料の内、ナミックス製品(完成品)に残留、又は含有しないもの。(例. 製造工程において使用する洗浄剤)

3. 2 環境負荷化学物質等

(1) 環境負荷化学物質

以下を全て満たすもの。

- 1) ナミックスが製品の製造時に、原材料、副資材、その他材料として使用する物質。
- 2) 環境や人の健康に影響を与え、かつ法規制や自主基準により管理すべき物質。
- 3) 関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」(最新版)で指定する物質。

(2) ハロゲンフリー

ハロゲン元素を含んだものは焼却する際にダイオキシンを発生するなど、有害物質に変性することが多いため、近年、ハロゲンフリー化の動きが進んでいます。

ナミックス製品もハロゲンフリー化を推進しており、閾値は国際規格 I E C 6 1 2 4 9 - 2 - 2 1 に従い以下のように設定しております。

塩素<900 ppm、臭素<900 ppm、塩素+臭素<1500 ppm

この閾値は、お取引先様の製品に対して要求するものではありません。

ただし、ナミックスが本活動を継続する為、閾値に関わらず常に最新のハロゲンの含有情報をご提供ください。

3. 3 規制物質、削減物質、管理物質

(1) 規制物質

- 1) レベル1 : ナミックスが購入する調達品への閾値以上の含有が認められないもの。
- 2) レベル2 : 原則としてレベル1と同様に閾値以上の含有を禁止するが、条件付きで使用を認めるもの。

代替材料が無い等の技術的な理由で、止むを得ず使用する場合、以下等により、含有率や使用部位、使用用途、全廃期限等を適宜考慮して、使用を制限し、それを通じてレベル1への移行を猶予するもの。

- ・法規制
- ・ナミックスのお客様からの要求事項
- ・ナミックスの方針

(2) 削減物質

現時点で、直ちに含有を禁止または制限する必要はないが、社会環境や法規制の動向に従い、将来的にはレベル2への移行を考慮していくべきものであり、出来る限り製品への含有回避または削減に努めるべきもの。

(3) 管理物質

含有を、禁止または制限する必要はないが、使用の有無および含有濃度について、データを把握すべきものであり、意図的使用または含有が既知である場合に、報告の対象とするもの。(chemSHERPA 管理対象物質 等)

3. 4 閾値、含有等

(1) 閾値

均質素材が含む化学物質の、含有濃度の境界値を指す。

- 1) 「均質素材」とは、機械的に別々の素材に分離できない素材をいう。
- 2) 「機械的に分離」とは、原則、ネジの取り外し・切断・粉碎・研削・研磨等の機械的行為によって素材を分離することをいう。

(2) 含有

意図的、非意図的を問わず、添加、充填、混入または付着により、原材料、副資材、又はその他材料に残存すること。

(3) 含有既知

川上メーカーから環境負荷物質の含有について情報提供を受けている、あるいは、何かしらのデータから含有を確認していること。

(4) 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために、原材料、副資材、またはその他材料の製造時に意図して使用すること。但し、使用した物質が最終的に残存しない場合は除く。

(5) 適合

規制物質を含有しない、もしくは含有量が閾値未満であること。

(6) 不純物

天然素材中に含有し、工業精製の過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で副産物として非意図的に生成される、**または未反応分として残存する物質**で技術的に除去しきれない物質をいう。

4. 環境負荷化学物質の管理基準

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」をご参照ください。

5. 環境負荷化学物質に関する要求事項

ナミックスは、お取引先様へ以下の事項を要求いたします。
なお、お取引先様と製造元様が異なる場合は、原則、製造元様でご対応いただくこととなります。
その場合は、以降の文書において、お取引先様を製造元様へ読み替え頂くようお願いいたします。

5. 1 適合の保証について

対象製品に対して、以下の保証をお願いいたします。

- (1) **規制物質を含有しない、もしくは含有量が閾値未満であること。**

5. 2 環境負荷化学物質の含有状況と全廃に向けた是正計画について

(1) 以下の場合、その含有状況と全廃に向けた是正計画をご報告ください。

1) 規制物質、又は不純物を含有している場合。

(2) 以下の場合、その含有状況をご報告ください。

1) 管理物質を含有している場合。

(3) 以下の場合、製品全体としての含有状況をご報告ください。

1) 全塩素および全臭素を含有している場合。

5. 3 データ測定、環境監査について

前項5. 1～5. 2について、測定データの提出を要求させていただく場合がございます。また、環境監査の実施をお願いする場合がございます。

5. 4 変更に関する事前承認について

以下のいずれかをお取引先様において変更する場合は、事前にその旨を、書面でナミックスへ申請いただき、承認を得てください。

(1) 使用する原材料（お取引先様の製品を構成するもの）。

(2) 配合。

(3) 製法（工程）、設備、場所。

5. 5 お取引先様における管理について

前項5. 1～5. 4を順守する一環として、お取引先様にて以下をご実施ください。（詳細は後項6参照）

(1) 原材料を調達する際の、グリーン調達の実施。

(2) 製品を出荷する際の、出荷検査の適宜実施。

(3) 調達先を変更する際の、上記（1）（2）の実施。

6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項

ナミックスはグリーン調達を推進するため、お取引先様へ次のことを要求いたします。

6. 1 お取引先様の環境保全活動について

(1) ISO14001の外部認証を取得しているか、またはその計画があること。

(2) グリーン調達を実施しているか、またはその計画があること。

(3) ISO14001の外部認証を未取得の場合には、環境保全に対し、該当する範囲において、次の取組みがなされていることを望みます。

1) 企業理念

- ・環境保全に関する企業理念がある。
- ・環境保全に対する方針を定め、継続的改善及び汚染の防止に努めている。
- ・環境方針で、環境に関する法規制の順守を定めている。
- ・環境方針を全従業員へ周知し、第三者が入手できる。

2) 組織・計画

- ・環境保全に対する目的・目標がある。
- ・目的、目標を達成するための組織、責任者が明確になっている。
- ・目的、目標を達成するための実行計画がある。

3) 環境側面への対応

- ・以下の項目を管理・評価し、改善に努力している。

大気汚染、 水質汚濁、 騒音・振動、 管理物質、 廃棄物
エネルギー（電気・ガス・燃料等）

4) 教育訓練・情報提供

- ・環境関連の教育を実施している。
- ・著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事するものに、教育訓練を実施している。
- ・環境保全に関する情報を公開している。

5) 物流の合理化

- ・リデュース、リユース、リサイクル、輸送手段の効率化等に取り組んでいる。

6. 2 お取引先様の製品管理について

(1) 異常品管理

不適合品が発生した時は、対象ロットを明確にし（隔離、識別等）、正常品と明確に分け、不適合品が誤って流出しないようにする。

(2) 作業管理

生産工程（生産に付随する工程も含む）においては、ルール通りに作業が進められ不適合品が生産されないようになっている。

(3) 資材、購買管理

原材料の選定基準、成分基準が明確で、これに沿った原材料が調達されている。

(4) 環境保全管理

有限な資源の有効活用としてゼロエミッション（3Rを含む）、地球温暖化防止としてエネルギー起源CO₂の排出量削減等を実施している。

(5) トレーサビリティ

出荷履歴が記録として保管され、原材料ロットに遡って履歴が特定できるようになっており、要求に応じてその記録を提出できるようになっている。

(6) 変更管理

原材料、工程、場所等の変更に際しては、事前に変更影響を評価し問題の無いことを確認し変更申請を提出の上、ナミックス承認のもとにて変更を実施している。

7. 調査

ナミックスは、グリーン調達を推進するため、定期的または不定期に、本基準書に沿った内容について、調査いたします。

7. 1 目的

お取引先様において、本基準書5項および6項の内容が滞りなく運用されていることを確認させていただきます。

7. 2 適用範囲

ナミックスおよびナミックスが指定する会社等が、直接または第三者を通じて、お取引先様の製品を調達し、原材料、副資材、その他材料として使用するものに適用します。

7. 3 方法

調査は、ナミックスが使用する原材料、副資材、その他材料について、環境負荷化学物質の含有に関する情報を、一品毎に、ご提出いただきます。

7. 4 ご提出いただく資料

(1) 受領確認書（別紙－1）

本基準書、NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リストの最新版を、ナミックスホームページよりご入手頂き、お取引先様にて御確認いただいた後（お取引先様と製造元様が異なる場合は、製造元様にて御確認いただいた後）本受領確認書を直ちにご返送ください。

(2) 適合証明書（別紙－2）

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」に記載の規制物質に対して、お取引先様の製品が当該リストの閾値を遵守できている場合は、**適合を選択の上**、1 ページ目のみご発行ください。

規制物質を含有する場合は、**1 ページ目で適切な区分を選択し、2 ページ目以降に全廃に向けた是正計画への見解をご報告の上**、ご発行ください。

（今後の対策、代替案等、あるいは含有が回避であり、現状のままとする場合は、その理由をご記載ください。）

お取引先様の製品がナミックスの要求に対して適合しない場合は、本基準書8項（2）の対応を実施いたします。

(3) 分析データ

前項（2）適合証明書を発行する場合に、その根拠として、実際の分析結果も併せてご提出ください。

- 1) 前項(2)の発行日から、原則1年以内のものとする。
- 2) 国際規格、又はJIS等に則った分析方法であること。(下記は分析例)
 - ・カドミウム、鉛、水銀 : ICP-AES法
 - ・六価クロム : UV-VIS法
 - ・PBBs、PBDEs : GC-MS法
 - ・フタル酸エステル類 : GC-MS法

分析における定量下限値はナミックスの保証要求値を順守している事。

- 3) 無機原材料、金属材料はPBB、PBDE測定をXRF法において、全臭素測定としても可とする。
- 4) 第三者機関分析、あるいは第三者機関分析と同等要件を備える自社分析であること。
- 5) 分析データには以下の項目を完備していること。
 - ・測定日
 - ・分析前処理法および試験方法
 - ・各分析対象の試験結果および定量下限値
 - ・分析フローチャート

- 6) 分析対象は以下のものとする。

「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBBs、PBDEs」の6物質群
および「DEHP、BBP、DBP、DIBP」のフタル酸エステル類4物質

(4) 成分表及び各国登録状況(別紙-3)

- 1) 成分を明示いただくために必要です。
- 2) 成分の合計は、100%になるように、ご記入ください。
副資材は、部位を記入し、部位毎の合計が100%になるようにご記入ください。
- 3) 環境負荷化学物質に関わる情報は、以下の通りご記入ください。

- ・管理No.

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」で指定する物質の中で管理No.に該当する番号を選択ください。

環境負荷化学物質に該当しない成分は、管理No.の代わりに、“非該当”を選択ください。

- ・報告の範囲

環境負荷化学物質が意図的/非意図的に関わらず、含有既知の場合は、閾値未満であっても、すべてご報告ください。

- ・CAS No.

環境負荷化学物質に該当する成分がCAS No.を有する場合、必ずご記入ください。

- ・含有量

含有量が範囲を有している場合、あるいは、不明瞭な物質については、“設計上、想定される最大値”にてご記入ください。

・含有区分および用途／目的

意図的使用か、あるいは、不純物か等、環境負荷化学物質を含有している理由についてご記入ください。

・ハロゲン含有情報

本基準書 3. 2 項の要求に従い、意図的／非意図的に関わらず、お取引先様の製品に含まれる全塩素および全臭素の情報をご記入ください。
記入する値は、上記“含有量”の項目をご参照ください。

- 4) ナミックス製品の海外出荷の可否を判断するため、海外各国における既存化学物質リストへの登録状況をご記入ください。

含有の用途／目的が”不純物”の成分に関しては、各国登録状況の判定考慮の対象となりません。
また、副資材は調査対象外となるため、登録状況については回答不要です。

登録が無く流通が出来ない国がある場合は、今後、当該国への申請が発生した場合の協力の可否をご回答ください。

- 5) 輸出貿易管理令、米国輸出管理規則（EAR）、及び中国輸出管理法の該非確認のため、輸出貿易管理令の該非及び、生産国（最終的な加工又は製造を行った国）の情報をご記入ください。

別紙-3 の要求に応じて、該非判定書のご提出をお願いいたします。

(5) SDS (Safety Data Sheet)

原則、JIS Z 7253 に準拠した書式での提出を、お願いいたします。

(6) chemSHERPA

経済産業省の主導によるサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキームであり、前項（2）適合証明書を発行する場合に、その含有している内容を明確にするためにも必要です。
意図的／非意図的を問わず、既知であるものはご記入ください。

- 1) ご使用の際は、以下 Web サイトより、最新版のダウンロードをお願いいたします。
(和文) <https://chemsherpa.net/tool>
(English/中文) <https://chemsherpa.net/english/tool>

- 2) 発行の際、以下をご留意の上ご提出ください。

- ・原材料及びその他材料：化学品データ作成支援ツール(chemSHERPA-CI)を使用し、shci ファイル および、エクセル出力したものを pdf に変換いただき、ご提出ください。
- ・副資材：成型品データ作成支援ツール(chemSHERPA-AI)を使用し、shai ファイルをご提出ください。

- 3) chemSHERPA は、弊社より要請しました時点における最新のデータ作成支援ツールを用いてご発行ください。

(7) システム構築状況調査票（別紙－4）

前項6．お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項、に沿って、その実現状況を、自主チェックいただくものです。チェックいただいた結果に基づき、ナミックスが製造元様へ伺い、監査を実施する場合があります。

7. 5 提出時期

	提出時期 様式	取引 開始時	定期調査 (原材料)	定期調査 (副資材)	随時	備考
受領確認書	別紙－1	○	○	○	○	
適合証明書	別紙－2	○	○	○	○	
分析データ	指定なし	○	○	○	○	
成分表及び各国登録状況	別紙－3	○	○	○※ ¹	○	
SDS	JIS	○	△	△	△	
chemSHERPA-CI (原材料、その他材料) chemSHERPA-AI (副資材)	共通	○	○	○※ ¹	○	
システム構築状況調査票	別紙－4	○	△	△	△	
該非判定書	別紙－5	○※ ²	○※ ²	-	○※ ²	

○：必要、△：変更あれば必要

※¹ 成分表及び各国登録状況、又は chemSHERPA-AI どちらかの提出で可とする。

※² 別紙－3の要求に応じて必要な場合に提出する。

(1) 取引開始時に必ず1度は、全ての書類を提出いただくこととなります。

(2) 定期調査（年1回）の際に回答いただくものが、定期調査時に相当します。

前回の調査時またはそれ以前の調査結果をもって代替することはできません。調査の度に、新たに調査いただき、その最新の結果をご提出いただくこととなります。

(3) 随時とは、以下を指します。

- 1) 関連する法規制の改訂があり、それに該当する場合
- 2) chemSHERPA 管理対象物質の改訂があり、それに該当する場合
- 3) 以下に該当し、何らかの変更が発生した場合

- ・前項5. 4 変更に関する事前承認
- ・前項5. 5 お取引先様における管理

4) システム構築状況に関して、何らかの進展を認めた場合

5) その他、お取引先様もしくはナミックスにおいて、必要があると認める場合

8. 調査結果に対する処置

前項7. 4において、それらの内容に懸念が生じた場合には、以下の処置をとります。

- (1) システム構築状況（別紙－4）において、ナミックスがグリーン調達を推進する上で必要があると認める場合には、お取引先様には改善を依頼いたします。

- (2) 適合証明書（別紙－2）を発行できない場合には、まず、提供可能な内容にて各資料を発行いただき、その後、技術的に代替が困難であるかの見地に立って、当該お取引先様と調整の上、判断いたします。

9. 添付資料

9. 1 添付一覧

- (1) NAMICS グリーン調達基準 別紙一式

別紙－1 受領確認書
別紙－2 適合証明書
別紙－3 成分表及び各国登録状況
別紙－4 システム構築状況調査票
別紙－5 該非判定書

- (2) 関連規定

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト

9. 2 最新版の配布

- (1) 定期調査の際には、その都度ナミックスから、改訂のご案内を配布致します。
案内を受領しましたら、ナミックスホームページより最新版一式の入手をお願いします。
- (2) 随時、ナミックスからお願いする場合も、上記（1）と同様です。

10. 問合せ先

本基準書の内容に関するお問合せは、下記へ御願いたします。

ナミックス株式会社 品質保証本部 品質保証グループ
TEL：025-258-5577（代表）

ナミックス株式会社 グリーン調達基準書
第16版

発行部署：ナミックス株式会社
品質保証本部

■ ご提出いただく資料について

以下、各フォーマットごとの注意点をご確認いただきました上で、資料の発行をお願いいたします。
詳しくは、弊社グリーン調達基準書の7.4項“ご提出いただく資料”をご参照願います。

資料名	様式	評価 選定時	定期調査 (原材料)	定期調査 (副資材)	備考
受領確認書	本ファイル [別紙-1]	○	○	○	・グリーン調達基準一式を受領後、直ちにご返送ください。 ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。
適合証明書	本ファイル [別紙-2]	○	○	○	・証明区分が「条件付き適合」、又は「不適合」となる場合は、2ページ目以降の規制物質ごとの“確認結果”欄も漏れなくご入力ください。 ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。
成分表及び各国登録状況	本ファイル [別紙-3]	○	○	○*1	・対象製品が複数あります場合は、シートを複製してご作成ください。 ・閾値未満であっても、含有の情報をお持ちの場合はご回答をお願いします。 ・押印不要です。エクセルシートのままご提出ください。
システム構築状況調査票	本ファイル [別紙-4]	○	△	△	・押印のうえ、PDFにてご提出ください。
該非判定書	本ファイル [別紙-5]	○*2	○*2	-	・別紙-3「輸出貿易管理令」の回答が「該当」又は「非該当」となる場合に作成をお願いします。 ・貴社独自のフォーマットをお持ちの場合は、そちらで提出頂いても構いません。 ・該非判定や該当項目が異なる製品がある場合は、それぞれ別ファイルに分けて、該非判定書の発行をお願いします。 輸出貿易管理令については、下記リンクにある、「貨物・技術のマトリクス表」を参照の上、ご回答下さい。 出典：経済産業省 安全保障貿易管理 Export Control (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/)
chemSHERPA-CI (原材料、その他材料)	業界共通	○	○	-	・以下Webサイトより、最新版をダウンロードし、ご作成ください。 (和文) https://chemsherpa.net/tool (英文) https://chemsherpa.net/english/tool ・1000ppm未満であっても、含有の情報をお持ちの場合はご回答ください。
chemSHERPA-AI (副資材)			-	○*1	
分析データ	指定なし	○	○	○	■分析対象物質： 「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE」 および「DEHP, BBP, DBP, DIBP」
SDS	JIS	○	△	△	・原則、JIS Z 7253に準拠した書式にてご提出ください。 ・最新の国内法規制に従った内容にてご発行ください。 ・可能であれば英文版も併せてご提供ください。

○：必要、△：変更あれば必要、-：不要

*1：どちらか一方のご提出で構いません。

*2：別紙-3 輸出貿易管理令の回答が「該当」又は「非該当」の場合のみご提出ください。

受領確認書

以下一式を受領いたしました。

NAMICSグリーン調達基準書 第16版

別紙ー 1 受領確認書

別紙ー 2 適合証明書

別紙ー 3 成分表および各国登録状況

別紙ー 4 システム構築状況調査票

別紙ー 5 該非判定書

関連規定：NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リスト

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

受領日		
会社名（事業所名）		
責任部署名		
責任者 役職、氏名、印	役職	
	氏名	印
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

NAMICS グリーン調達基準 適合証明書

貴社に納入する以下の製品は、最新のNAMICSグリーン調達基準を以下の証明区分で満たしていることを証明します。

- 適合： 規制レベル1～2のすべての物質が調達基準の閾値（許容濃度）に適合している。
- 条件付き適合：規制レベル1の物質は調達基準の閾値（許容濃度）に適合しているが、規制レベル2の物質を閾値を越えて含有しており、併せて以下の「2-使用物質 詳細報告」に記載した対策に沿って是正に取り組む。
- 不適合： 規制レベル1の物質を閾値を越えて含有している。
 又は、規制レベル1の物質は調達基準の閾値（許容濃度）には適合しているが、規制レベル2の物質を閾値を越えて含有している。さらに以下の「2-使用物質 詳細報告」に記載した理由により含有することが不可避であり、現状のままとする。

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

- 入力要項
 - ①「対象製品リスト」に調査対象製品名を記入下さい。
 - ② NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リストを確認し、「証明区分」を回答下さい。
 ※証明区分が「適合」の場合は③の対応は不要です。
 - ③ 1-1、1-2の確認結果に回答を入力下さい。
 閾値（許容濃度）を越えて含有している場合は”不適合”を選択し「2-使用物質 詳細報告」に含有情報をご報告願います。
 対象用途 に該当しない場合は、“対象外”を選択願います。
 複数製品で回答される際、確認結果が「不適合」と「対象外」で重複する場合は、「不適合」を選択願います。
 - ④ 責任者に押印を頂いた上、弊社へご提出下さい。

※別途NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リストを確認しており、証明区分が「適合」となる場合は、2ページ目以降の提出は不要です。

対象製品リスト

No.	製品名	証明区分	No.	製品名	証明区分
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

備考：

回答年月日		
会社名（事業所名）		
責任部署名		
責任者 役職 氏名 印	役職	
	氏名	印
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

1. 環境負荷化学物質 適合状況の確認

1-1. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴う）

管理 No.	物質名	分析対象	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	確認結果
P1001	カドミウム及びその化合物	原材料、 その他材料	-	レベル1	亜鉛を含む金属材料の不純物	100ppm未満	
					上記以外の用途	5ppm未満	
P1002	鉛及びその化合物		-	レベル1	錫を含む金属材料の不純物	500ppm以下	
					上記及びガラスフリット以外の用途	100ppm未満	
P1003	水銀及びその化合物	-	レベル1	全ての用途	2ppm未満		
P1004	六価クロム化合物	-	レベル1	全ての用途	10ppm未満		
P1005	包装材におけるカドミウム、鉛、水銀、六価クロム（4重金属）の合計	副資材	-	レベル1	ナミックスが包装材料として購入している全ての副資材	包装を構成する各均質素材毎で、4重金属の合計50ppm 未満	
P1006	ポリブROMビフェニル (PBB)	全材料	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1007	ポリブROMジフェニルエーテル (PBDE) (DecaBDE含む)		-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1036	特定のフタル酸エステル (DEHP/DBP/BBP/DIBP)		別表1.4参照	レベル1	全ての用途	50ppm未満	

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない）

管理 No.	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値 (許容濃度)	確認結果
P1008	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8	レベル1	全ての用途	50ppm未満	
P1009	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	-	レベル1	全ての用途	50ppm未満	
P1010	ポリ塩化ナフタレン (PCN)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1011	ポリ塩化ターフェニル (PCT)	-	レベル1	全ての用途	50ppm未満	
P1012	塩素化パラフィン (CP)	85535-84-8 84082-38-2 71011-12-6 85536-22-7 85535-85-9 85535-86-0	レベル1	全ての用途	100ppm未満	
P1013	ポリ塩化ビニル及びPVC混合物	-	レベル1	絶縁テープを除く 全ての用途	1000ppm未満	
P1014	ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF6)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1015	オゾン層破壊物質	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1016	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1017	パーフルオロオクタンスルホン酸 (塩を含む) (PFOS)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1018	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質	別表1.1参照	レベル1	全ての用途	PFOA とその塩及び関連物質の合計で 0.000025 重量% (25 ppb)	
P1021	酸化ベリリウム	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1022	塩化コバルト	7646-79-9	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1023	砒素及びその化合物	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1024	石綿 (アスベスト)	-	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1025	特定アゾ化合物 (特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン)	別表1.2参照	レベル1	全ての用途	30ppm未満	

P1026	ホルムアルデヒド	50-00-0	レベル1	製品に組み込んで使用される繊維板（ファイバーボード）、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品（スピーカ、ラック等）	チャンバー法／ 気中濃度：0.1ppm以下	
P1027	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物（BNST）	68921-45-9	レベル1	全ての用途	—	

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない） 続き

管理No.	物質名	CAS No.	規制レベル	対象用途	閾値（許容濃度）	確認結果
P1029	フマル酸ジメチル（DMF）	624-49-7	レベル1	全ての用途	0.1ppm未満	
P1030	特定の多環芳香族炭化水素（PAH）	別表1.3参照	レベル1	全ての用途	1ppm未満	
P1031	ベンゼン	71-43-2	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1032	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1033	紛争鉱物（コンゴ民主共和国及びその周辺国から産出される金、錳、タンタル、タングステン）	—	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1034	放射性物質 [ウラン（U）、プルトニウム（Pu）、ラドン（Rn）、アメリシウム（Am）、トリウム（Th）、セシウム（Cs）、ストロンチウム（Sr）など]	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1035	赤燐／黄燐	—	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1037	りん酸トリス2-クロロエチル（TCEP） りん酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP） りん酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）	115-96-8 13674-84-5 13674-87-8	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P1038	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及び関連物質	—	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1039	デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）	84852-53-9	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1040	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1.6.9.02.13.05.10]オクタデカ-7,15ジエン （“デクロランプラス” TM）	—	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1041	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸（LCPFACs）およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	—	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1042	TSCA 優先物質（PBT、First 10 Chemical Substances）	別表1.5参照	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1043	アクリルアミド（モノマー）	79-06-1	レベル1	全ての用途	5ppm未満	
P1044	ダイオキシン類及びフラン類	別表1.6参照	レベル1	全ての用途	意図的含有なし	
P1045	クロロフェノール	25167-82-2 25167-83-3 87-86-5	レベル1	全ての用途	0.1ppm未満	
P1046	着色剤（発がん性、皮膚感作性の懸念があるもの）	別表1.7参照	レベル1	全ての用途	20ppm未満	
P1047	殺生物剤	別表1.8参照	レベル1	全ての用途	100ppm未満	
P1048	メチルフェノール化合物	95-48-7 106-44-5 108-39-4 1319-77-3	レベル1	全ての用途	メチルフェノール化合物の合計として10ppm未満	
P1049	農薬類	別表1.9参照	レベル1	全ての用途	農薬類の合計として0.5ppm未満	
P1050	UV安定剤	3846-71-7 3864-99-1 25973-55-1 36437-37-3	レベル1	全ての用途	1000ppm未満	
P2001	有機スズ化合物	別表1.10参照	レベル2	全ての用途	有機スズ化合物の合計として1000ppm未満	

含有する規制物質の管理No.

--

2-1 使用物質 詳細報告

- 入力要件 1-1 および 1-2 で“不適合”を選択された項目に対して、製品毎に詳細情報（物質名、CAS No.、含有量、含有区分、今後の対策）を記入願います。
「含有区分」において、最終製品の性能・品質に寄与する物質は、“意図的使用”を、原料由来で除去が困難なものあるいは、合成過程における未反応分や副生成物といった 最終製品の性能・品質に寄与しない物質は、“不純物”をそれぞれ選択願います。

No.	製品名	構成成分情報					是正計画の立案
		管理No	物質名	CAS No.	含有量 (%)	含有区分	今後の対策/ 現状のままとする理由

備考：

成分表 及び 各国登録状況

製品名	区分	原材料 又は 副資材を選択下さい
-----	----	------------------

●**入力要項** 構成成分情報：原則として、100%となるように、含有全成分をご記入ください。
 NAMICSグリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト に該当する物質は、閾値未満であっても、情報が既知の場合、ご報告願います。
 また、含有量が不明瞭な物質については、“設計上、想定される最大値”にて報告願います。（※参考値であり、保証値としての要求ではありません）

NAMICS グリーン 構成成分情報の欄にて報告いただきました各成分の弊社調達基準への該当区分を選択願います。
 調達基準： また、閾値以上で「削減物質」を含有する場合は、是正計画についてもご解答願います。

各国登録状況：構成成分のすべてが各国の既存化学物質リストに登録されている あるいは当該法規に対象外との理由から流通可能な場合は ○、未登録の新規化学物質を含むため流通不可能な場合は ×を選択願います。
 各国登録状況の判定の際、含有区分が“不純物”の成分は考慮の対象から除外ください。 また、製品区分が“副資材”のものは判定自体が不要となります。

ハロゲン含有情報：弊社顧客対応のため、不純物を含む製品としての「全塩素／全臭素 量」の情報を提供願います。

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

No.	構成成分情報				NAMICS グリーン調達基準			各国登録状況							ハロゲン含有情報 (ppm)					
	物質名	CAS No.	含有量 (%)	含有区分	用途/目的	規制レベル	管理No. および物質名	『削減物質』 是正計画の立案	日本	米国	カナダ	韓国	中国	台湾	フィリピン	ベトナム	全塩素	根拠	全臭素	根拠
									ENCS (化審法)	TSCA	DSL / NDSL	ECL	IECSC	TCSI	PICCS	NCI				
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
	合計		0.0000					登録状況が“×”または“知見無し”の 要因となる成分の行No.												

日本 輸出貿易管理令の該非及び、EAR（米国再輸出規制）、中国輸出管理法に対する確認

輸出貿易管理令	
生産国	

参考情報 各国登録状況 確認参照先：

ENCS、TSCA:	http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html
DSL/NDSL:	http://www.ec.gc.ca/subsnouvelles-newsubs/
ECL:	http://ncis.nier.go.kr/en/main.do
IECSC:	http://apciss.cirs-group.com/
TCSI:	https://csnn.osha.gov.tw/content/home/Substance_Home.aspx
PICCS:	http://119.92.161.2/internal/CasREistryv.aspx
NCI:	http://chemicaldata.gov.vn/cms.xc

※ベトナムインベントリ (NCI) 記載状況調査方法は別シート参照

※弊社、化学物質管理システムへ取り込みますので、エクセルファイルのままご提出願います。

回答年月日	
会社名（事業所名）	
担当部署名	
担当者	氏名
	TEL
	FAX
	E-mail

備考	
----	--

ISO, 製品含有化学物質管理システム構築状況調査票

1. 品質/環境マネジメントシステム構築状況および他社認定制度取得状況

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。
 詳細については見本をご参照ください。

※その他あれば空欄に記入

認証名称	構築状況	取得状況			
		状況	年月日 (yyyy/m/d)	有効期限 (yyyy/m/d)	認証機関、企業名称等
ISO9001					
IATF16949					
ISO14001					
エコアクション2.1					
自社独自システム					

2. 製品含有化学物質管理システム構築状況および他社認定制度取得状況

※その他あれば空欄に記入 ▼他社又は第三者からの認証があれば記入

1) システムの構築状況、 他社認証制度取得状況	構築状況	取得状況			
		状況	年月日 (yyyy/m/d)	有効期限 (yyyy/m/d)	認証機関、企業名称等
ソニーグリーンパートナー					
自社独自システム					

3. 化学物質管理体制の自己チェック

チェック項目	回答
納入先が禁止する化学物質は非含有であることを検証しているか？	
購入先の監査を実施し、製品含有化学物質管理システムを審査しているか？	
非含有証明書、分析データ等々、グリーン調達のための調査に不応することは可能か？	
高精度分析データの提供は可能か？	
材料・配合・製法（工程、設備、場所）等の変更時に、納入先へ事前に申請し承認を得る仕組みがあるか？	

回答年月日		
会社名（事業所名）		
責任部署名		
責任者 役職、氏名、印	役職	
	氏名	印
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

ナミックス（株）
品質保証本部 品質保証G宛

輸出貿易管理令に関する該非判定書

対象製品リスト

No	対象製品名	No	対象製品名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

法令		該非判定	該当項目（非該当となる場合はその理由も）
輸出貿易管理令 別表第1	1～15項	判定を選択 下さい	
輸出貿易管理令 別表第2		判定を選択 下さい	

回答年月日		
会社名（事業所名）		
責任部署名		
責任者 役職 氏名 印	役職	
	氏名	印
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

NAMICSグリーン調達基準書 改訂記録

版数	年月日	改訂内容	改訂理由	改訂元	
9	2012/11/30	環境方針を追加し、全体の構成を見直す	内容を、分かり易くするため	品質保証本部	
10	2014/9/19	5. お取引先様と製造元様が異なる場合の追記	現状に即して、内容を分かり易くするため	品質保証本部	
		7.4(1) 同上			
		7.4(5) 4) に管理No.の説明を追記			
		7.4(6) ワンセット → (6) SDS (7) MSDSplus			7.5一覧表みなおしの関連で、SDSとMSDSplusを分けるため
		7.4(7) 3) に説明を追記			MSDSplusは、最新のものをご提出いただくため
		7.4(7) 4) に説明を追記			調査対象が副資材の場合に、現状に即してご提出いただくため
		7.5一覧表みなおし			・MSDSplusを、必須とするため ・別紙-4(成分表)は、変更がある場合にのみ、ご提出いただくため
		7.5(2) に説明を追記			調査の主旨を、お取引先様に御理解いただくため
別紙-2. 非含有証明書の改訂(分析データの状況をチェックする欄を追加)	分析データの状況を、分かり易くするため				
11	2016/4/25	3.3(1) “規制物質” の定義に説明を追加	要求事項の明確化を図るため	品質保証本部	
		3.3(2) 環境負荷化学物質に“削減物質”の区分を新設			
		3.4 用語の定義の追加			
		7.4(2) 全面改訂			別紙-2(適合証明書)の見直しに伴う
		7.4(3) 全面改訂			別紙-3(成分表及び各国登録状況)の見直しに伴う
		7.5 一覧表の見直し			別紙-3(成分表及び各国登録状況)を、必須とするため
		関連規定の名称を「NAMICSグリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」に変更			基準書の用語の定義に揃えるため
		各種別紙の見直し			基準書の要求事項との整合性を高めるため
12	2017/6/16	3.2(3) 用語の定義に“ハロゲンフリー”を追加	塩素、臭素に対する要求事項を明確にするため	品質保証本部	
		5.2(3) 報告が必要となる含有状況の追加			
		7.4(3) 分析項目に“フタル酸エステル類”を追加			RoHS指令の規制対象物質の追加に備えるため
		7.4(6) 全面改訂			提出資料への“chemSHERPA”導入に伴う
		7.5 一覧表の見直し			
13	2018/6/29	7.4(3) 必須の分析項目に“フタル酸エステル類”を追加	RoHS指令の規制対象物質の追加に備えるため	品質保証本部	
		7.4(6) MSDSplusを提出資料から削除。			入力支援ツールの更新終了に伴い、chemSHERPAへ完全移行するため。
14	2019/6/28	3.4(7) 高精度分析を削除	分析に関する要求事項を7.4(2)にまとめた	品質保証本部	
		7.4(3) 分析要求に関する文言を変更 原材料、副資材共に分析対象を統一	現状の依頼状況に合わせ、 分析に関する要求事項を7.4(2)にまとめた		
		7.4(6) chemSHERPAダウンロード用リンク先の修正	リンク先の変更があったため		
		7.4(6) chemSHERPA作成時の留意事項を修正。	現状の依頼状況に合わせるため		
		7.5 原材料と副資材の要求資料を分け、副資材の要求資料を緩和。 10 代表電話番号を追加	必要情報を見直したため 連絡先を補足するため		

版数	年月日	改訂内容	改訂理由	改訂元
15	2020/6/30	7.4(1) 資料配布方法の変更	グリーン調達基準書、各種資料をナミックスホームページへ掲載する形に変更したため	品質保証本部
		9.2(1) 資料配布方法の変更		
16	2021/7/30	目次 文言の修正	内容の見直しに伴う	品質保証本部
		2.3 その他材料を追加	適用範囲の拡大	
		3.3(1) 全面改訂	別紙-2の見直しに伴う	
		3.4(6) 不純物に関する文言を変更	定義の明確化	
		5.1 全面改訂	別紙-2の見直しに伴う	
		5.2(1)1) 全面改訂	別紙-2の見直しに伴う	
		7.4(2) 文言を追加、修正	別紙-2の見直しに伴う	
		7.4(4)5)を追加	別紙-3の見直しに伴う	
		7.5 該非判定書の項目を追加	別紙-3の見直しに伴う	
		9.1(1) 別紙-5 該非判定書を追加	別紙-5の追加に伴う	